

(平成25年7月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成5年12月から6年10月までは38万円、同年11月から8年3月までは34万円、同年4月から同年9月までは38万円、同年10月から同年12月までは41万円、9年1月から同年11月までは50万円、同年12月から11年7月までは59万円、12年10月から14年9月までは62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月31日から11年8月1日まで
② 平成12年10月1日から14年10月1日まで

現在在職中のA社において平成5年12月31日から11年8月1日までの標準報酬月額及び12年10月1日から14年10月1日までの標準報酬月額が、当時もらっていた給与及び控除されていた厚生年金保険料額と比較して著しく低額となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人及び同僚の給与支払明細書、源泉徴収票、金融機関の取引履歴並びに事業所から提出を受けた「届出標準報酬月額と支払給与

との比較」から推認できる報酬月額又は保険料控除額により、申立人の標準報酬月額は、平成5年12月から6年10月までは38万円、同年11月から8年3月までは34万円、同年4月から同年9月までは38万円、同年10月から同年12月までは41万円、9年1月から同年11月までは50万円、同年12月から11年7月までは59万円、12年10月から14年9月までは62万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人及び同僚の給与支払明細書、源泉徴収票、金融機関の取引履歴並びに事業所から提出を受けた「届出標準報酬月額と支払給与との比較」において推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、上述の資料で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額又は保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（栃木）厚生年金 事案 7632

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月20日から同年9月1日まで

A社に入社し、同社B工場に転勤したが、退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場から提出された従業員名簿及び複数の同僚の供述から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和45年9月1日に同社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月20日から同年9月1日まで

A社に入社し、同社B工場に転勤したが、退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場から提出された従業員名簿及び複数の同僚の供述から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和45年9月1日に同社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7635

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和35年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年12月1日から35年2月1日まで

A社C支店に勤務し、昭和30年5月頃、同社C支店管轄のD事業所へ異動した。そして、同事業所が同社C支店から独立して同社D支店となり、その後、36年5月に同社E支店に異動するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年2月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和34年11月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7636

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和50年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月1日から同年10月1日まで
昭和46年4月1日にA社に入社して以来、53年3月31日付けで退職するまでの間、継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録、申立人が提出した企業年金連合会老齢年金証書、企業年金基金の回答及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和50年9月1日に同社D事務所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和50年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所

(当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（長野）厚生年金 事案 7638

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和10年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和55年3月31日から同年4月1日まで

国の記録によれば、A社B工場（後に、C社D工場）に係る厚生年金保険資格喪失日は昭和55年3月31日と記録されているが、私は同社を同年3月31日に退職したため、資格喪失日は、同年4月1日と記録されるはずである。退職日が記載されている退職手当支給書を提出するので第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社（労働者名簿等を管理している関連会社）から提出された労働者名簿、退職手当支給書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社B工場に昭和55年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時の労務担当者は、「月末に退職した場合は、保険料を控除した上で、退職月の給与を支払っていたはずである。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和55年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、19万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、

事業主が申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を、昭和 55 年 4 月 1 日と届け出たものを、社会保険事務所(当時)が同年 3 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7643

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和38年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月26日から同年4月1日まで

私は、A社に勤務し、昭和38年3月26日に同社本社から同社B工場に転勤したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。この期間も継続して勤務していたはずなので、調査して、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る給与明細書及び転勤辞令並びに雇用保険の被保険者記録により、申立人はA社に継続して勤務（昭和38年3月26日にA社本社から同社B工場に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和38年4月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、当該事業所の勤労厚生業務を担当している関連会社は不明と回答しているものの、同社が提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、その被保険者資格取得日は昭和38年4月1日と確認できることから、事業主は、同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立

人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（茨城）厚生年金 事案 7644

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和31年4月1日から39年12月16日までA社のC出張所に勤務していたが、厚生年金保険の34年5月の記録が無い。厚生年金保険の記録では、昭和34年5月31日までA社D支社、同年6月1日からA社C営業所での記録となっているが、私はC出張所に継続して勤務していたので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、同社の回答及び同僚が保管する給与明細書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年6月1日であることが確認できる上、同社本社人事部は、「申立期間当時、C営業所の社員は、同営業所が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、B営業所で同保険に加入していたのだと思う。」と供述していることから、申立人の同社B営業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B営業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る昭和33年10月以降の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は届出を誤ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和 34 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社C支社）における資格喪失日に係る記録を昭和23年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,700円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月31日から同年12月1日まで

私は、A社B支店（平成22年8月16日に厚生年金保険適用事業所名称をA社C支社に変更）に、昭和23年5月1日から27年9月1日までの間、途切れることなく勤務し続けており、申立期間は、D市内にある同社の出張所に勤務していた。調査の上、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支社から提出された厚生年金保険台帳、名簿及び同社からの回答書から判断すると、申立人は、申立期間において同社B支店D出張所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和23年9月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2,700円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、昭和23年12月1日と届け出るべきところ、誤って同年10月31日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月及び同年11月の保険料について納入の告

知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（山梨）厚生年金 事案 7625

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 1 日から 10 年 8 月 1 日まで
年金事務所の記録では、私が A 社（勤務先は、B 事業所）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額は当時の給与額よりも低い 9 万 8,000 円になっている。家計簿の記録により当時の給与額は 9 万 8,000 円よりも高かったことは明らかであるし、給与明細書を作成していたこともあり、控除された厚生年金保険料は、当時の給与額に見合っていたことは間違いない。当時、社会保険事務手続を行っていた C 地区の担当者が標準報酬月額を低く届け出ているのだと思う。家計簿を提出するので、調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録及び申立期間の一部について申立人が提出した家計簿の記載内容から判断すると、申立人の当該期間の給与手取り額は、オンライン記録の標準報酬月額（9 万 8,000 円）を上回っていた可能性がうかがえる。

しかしながら、上記家計簿の記載内容からは、給与額及び保険料控除額を確認することができない。

また、同僚 25 人に照会を行い 10 人から回答を得たが、保険料控除額の確認できる給与明細書等の資料を保管している同僚の中に、申立人と同職種の同僚は見当たらず、申立期間に係る申立人の給与額及び保険料控除額について推認することができない。

さらに、事業主は申立事業所に係る資料は保管しておらず、保険料控除については不明と回答している上、申立人が記憶していた担当者からも照

会の回答を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の当該期間の標準報酬月額について、遡って記録の訂正等が行われているなどの不自然さは見当たらず、このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月8日から27年11月13日まで
年金事務所の記録では、昭和28年8月27日に脱退手当金を受給したことになっているが、A社（現在は、B社）C工場を退職したとき、会社から脱退手当金の制度の説明を聞いたことも無く、また受給したことも無いので、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

また、B社は、「当時の担当者の供述や関連する資料によると、退職者に対して脱退手当金に関する説明を行い、再就職の予定が無い人には脱退手当金を請求するように指導し、従業員に代わって、社会保険事務所（当時）への請求手続を行っていた。」と回答しており、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、かつ、申立人の数日後に資格喪失している同僚は、「在職期間中に、会社から、退職金とともに、別の一時金を受け取った記憶がある。」と供述している。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和28年8月27日に支給決定されているが、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間に係る事業所を退職後、35年6月7日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さは見当たらない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7627

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年8月頃から33年2月頃まで
② 昭和33年3月頃から34年2月頃まで
③ 昭和34年3月頃から36年3月頃まで

申立期間①に勤務していたA社、申立期間②に勤務していたB社及び申立期間③に勤務していたC社における厚生年金保険被保険者記録が無い。調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務したと主張するA社は、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及び適用事業所索引簿において、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、法務局における商業登記も見当たらない上、D商工会議所及びE組合関係者に照会したが、当該事業所や事業主に関する情報は得られず、申立人も当時の同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

2 申立期間②について、B社の最後の事業主は、「申立人が具体的に挙げている業務は、当時の事業所の業務内容と一致している。」と回答している上、申立人は当該事業所の同僚の名前を記憶していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記回答した事業主は、「B社は平成18年に解散しており、資料は無く、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立

人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿において確認できる同僚14人に照会を行い、8人から回答を得たが、申立人について具体的に記憶している者はいない。

さらに、上記被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番も無い。

- 3 申立期間③について、C社の事業主は、「申立人の氏名には記憶があり、申立人が具体的に挙げている業務は、当時の事業所の業務内容と一致している。」と回答しており、同僚の一人も申立人について詳細を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記事業主は、「当時の事業主は既に亡くなっており、資料も無いことから、申立人の勤務実態の詳細及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、上記同僚は、仕事内容は申立人と同じであったが、申立人の厚生年金保険料の控除については分からない旨の回答をしている。

また、当該事業所は昭和35年2月1日から厚生年金保険の適用事業所になっており、同日付けで当時の事業主を含む9人が一斉に資格を取得していることが健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により確認できることから、当該被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番も無い。

さらに、上記同僚9人のうちの1人は、「昭和35年2月より前の給料からは厚生年金保険料が控除されていなかった。」と供述をしている。

- 4 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（山梨）厚生年金 事案 7628

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月1日から同年8月1日まで
年金事務所の記録では、A社（現在は、B社）C事業所に勤務していた期間の記録が無い。青年学校が募集した勤労報国隊に応募し、同社に勤務していた。同僚の名前も記憶しているので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時のA社C事業所についての詳細を記憶しており、その供述は同僚の供述とも一致し、同僚も申立人を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、当時の資料が無く、申立人の在籍に関することや厚生年金保険料（又は労働者年金保険料）を控除していたか否かについては不明と回答している。

また、申立事業所の申立期間前後を含む健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも申立事業所における被保険者記録は見当たらない。

さらに、申立人と同じ勤労報国隊員として申立事業所に勤務していたとする同僚は、厚生年金保険料の控除について明確な記憶は無いとしている上、当該同僚についても、オンライン記録、上記被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を確認したが、申立事業所における被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（山梨）厚生年金 事案 7630

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 12 月 1 日から 35 年 5 月 26 日まで
② 昭和 35 年 8 月 1 日から 40 年 1 月 26 日まで
厚生労働省の記録では、A社に係る申立期間①及びB社に係る申立期間②について脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C年金事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険脱退手当金裁定請求書には、申立人の記名押印及び申立人の当時の住所が記載されていることから、申立人の意志に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、C年金事務所が保管する申立人に係る「厚生年金保険脱退手当金支給決定ならびに支払伺」に記載されている脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、当該支払伺及び前述の裁定請求書には、「40. 4. 27 支払済」の印が確認でき、支給額及び支払日ともにオンライン記録と一致するなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東（群馬）厚生年金 事案 7631

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 8 月 21 日まで
厚生労働省の記録によると、A社B局に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 17 万円となっているが、給与額が下がったことは無いので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、従前の標準報酬月額より低額となっているが、給与額が下がったことは無いとして申し立てている。

しかし、A社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保持していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社の人事記録担当者は、申立人の標準報酬月額が下がった理由について、「基本給については下がることは無かったはずだが、申立人の職務は残業の変動が激しく、そのために標準報酬月額が下がっているのではないか。」としている。

さらに、A社は、従業員から被保険者記録を超える厚生年金保険料を給与から控除していたか否かについて、従業員から被保険者記録を超える保険料を給与から控除した場合、自社が算出する保険料額と納入告知額とで保険料額に差異が生じてしまうため、事務処理上考えられない旨の供述をしている。

なお、A社B局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、遡って

標準報酬月額が訂正が行われた形跡は無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7634

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 2 日から 34 年 4 月 4 日まで
年金事務所で確認したところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金を受給した記録となっていることを知ったが、脱退手当金が支給されたとする昭和 34 年 5 月 26 日には、B学校入学のためC県に転居しており、受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約1か月半後の昭和 34 年 5 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日である昭和 34 年 4 月の前後2年以内に資格喪失した脱退手当金の受給資格のある者 19 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、17 人に脱退手当金の支給記録があり、このうち 16 人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7637

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

A 社団法人において、平成 19 年 12 月 10 日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 銀行 C 支店から提出された申立人に係る取引記録により、平成 19 年において、各月については、A 社団法人からの給与の振込みは確認できるものの、申立期間に係る賞与の振込みは確認できない。

また、A 社団法人は既に閉鎖しており、申立期間当時の事業主に照会しても、回答は得られないことから、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7639

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年7月30日から27年12月30日まで
国の記録では、A事業所に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が1か月しか無いが、当該事業所では1年半ぐらい働いていたはずである。次の職場には期間を空けないですぐに転職したので当該記録には納得がいかない。第三者委員会で調査の上、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所では1年半ぐらい働いていた。」と申述しているところ、申立人と親交のある事業主の親族は、「申立人はA事業所に約1年か1年半ぐらい勤務していた。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、連絡のとれる同僚3人に照会したものの回答が得られない上、A事業所の事業主の氏名は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）からは確認できないため、事業主に照会できないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態について証言が得られない。

また、申立人は、「A事業所で働いていた当時は、従業員は7人から8人ぐらいであった。」と申述しているところ、被保険者名簿によると、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者期間(昭和26年6月1日から同年7月30日までの期間)において被保険者記録を有する同僚は、申立人を除き8人であることが確認できるものの、申立期間において被保険者記録を有する被保険者は16人であることが確認できる。

さらに、申立人は、「A事業所で働いていた女性は私一人であった。」

と申述しているところ、被保険者名簿によると、申立期間において被保険者記録を有する女性は4人確認できる上、申立人の記録を確認することはできない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（群馬）厚生年金 事案 7640

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から6年8月1日まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成3年3月から6年7月までの厚生年金保険の被保険者記録が無かった。当時の勤務状況が分かる資料を提出するので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した預金通帳等の資料及び同僚の供述により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主は、申立人は申立期間においては正社員ではなく、アルバイトであったため厚生年金保険には加入しておらず、申立人の給与から保険料も控除していないと回答している。

また、当時の社会保険担当者は、申立人がA社に勤務していたことを記憶しているものの、「申立人は正社員として入社しておらず、社会保険にも加入していなかったと思われる。」と供述している。

さらに、B基金からの回答によると、申立人の同基金における加入記録は平成6年8月1日から同年9月9日までの期間であり、厚生年金保険の記録と一致しているほか、同基金から提出された申立人の経歴欄には、申立人が正社員ではなく、アルバイト社員として入社した旨の記載が確認できる。

加えて、C組合における申立人の資格取得日は平成6年8月1日と記録されており、厚生年金保険の資格取得日と一致しているほか、D市から提出された申立人に係る国民健康保険の加入記録により、申立人は申立期間に国民健康保険に加入していたことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げている同僚4人のうち、2人から回答があったが、いずれも当時の社会保険の取扱い等については不明としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7641

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 12 月 1 日から 19 年 7 月 1 日まで
② 昭和 19 年 9 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで

昭和 18 年 12 月から 19 年 6 月まで A 社 B 工場に在籍し、C 市 D 地区にあった A 社に勤務した。また、同年 9 月から 21 年 3 月まで E 市 F 地区にあった G 事業所に勤務した。年金記録を確認したところ、両事業所における厚生年金保険被保険者記録が無かったため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、適用事業所名簿により、申立内容に合致する A 社及び A 社 B 工場という事業所が確認でき、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人が記憶している元上司の被保険者記録が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはいかざるを得ない。

一方、申立期間①は、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の施行期間であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者となるとされている。

しかしながら、申立人は、「A 社に勤務していた期間は総務及び経理担当で事務系の仕事以外には従事していなかった。上司は自分よりも前から A 社に勤務していた。」としているところ、同社に係る被保険者名簿によると、当該元上司の資格取得日は厚生年金保険法が施行された昭和 19 年 6 月 1 日であることから、元上司及び申立人は、労働者年金保険の対象となる筋肉労働者ではなかったと考えられる。

また、厚生年金保険法（昭和 19 年法律第 21 号）が施行されたのは昭

和 19 年 6 月 1 日であるが、同日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから厚生年金保険被保険者としては厚生年金保険料の徴収は行われていない期間であり、被保険者期間の計算には算入しないとされている。

さらに、A 社及び A 社 B 工場の被保険者名簿で申立期間①に記録がある者は、いずれも所在が確認できないか、既に死亡しているため、事業主による申立人の保険料控除の有無等について、照会することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、適用事業所名簿を確認したところ、申立人の記憶と合致する G 事業所という事業所が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、G 事業所に係る被保険者名簿に記載がある 51 人のうち、所在が確認できた 5 人に照会をしたところ、3 人から回答があったが、いずれの者からも申立人が申立期間②において、同事業所に勤務していたことについて明確な回答は得られない。

また、申立人は当時の同僚として二人の名前を挙げているが、G 事業所に係る被保険者名簿に申立人及び当該同僚二人の名前は確認できない。

さらに、G 事業所は、昭和 20 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②のうち、同年 4 月 1 日から 21 年 4 月 1 日までの期間は、適用事業所ではない期間である。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 7642

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月 2 日から 58 年 5 月 13 日まで
私は、昭和 56 年 11 月から A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、国（厚生労働省）の記録には厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。

当時、社長の奥さんに保険料を渡していたと記憶しているので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間のうち、昭和 57 年 3 月 8 日から同年 12 月 30 日までの期間及び 58 年 3 月 1 日から同年 5 月 11 日までの期間は A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた元同僚は、「申立期間当時において一緒に仕事をしていたが、冬の期間は一旦解雇になり職安から一時金を受け取っていた記憶がある。」と供述している。

また、上記同僚は、「厚生年金保険に加入したのは平成 6 年 8 月からであり、それまでは国民年金に加入していた。」としている上、国の記録においても、B 社は同年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

さらに、申立期間当時の事業主の妻は、「当所が厚生年金保険に加入したのは平成に入ってからであり、申立期間当時の A 社は厚生年金保険に加入しておらず厚生年金保険料も控除していない。健康保険証は大事なので厚生年金保険より前から入っていた。申立人が渡していたとすると健康保険証のお金かもしれない。」としている上、上記元同僚は、「私が勤めた時には会社は既に C 業種の健康保険組合に入っていた。厚生年金は後から

加入したので、保険料といわれると健康保険料かもしれない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。